

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

「日の丸・君が代」の押しつけをやめ、各学校の教育課程編成の保障を求める申し入れ

「日の丸・君が代」の学校行事での掲揚・斉唱の義務づけについては、1989年の学習指導要領の改訂以降、県内でも顕著となってきました。その後、1999年には、いわゆる「国旗・国歌法」が成立し、卒業式・入学式など学校行事をめぐって、「子どもを主人公」にする方向とは相反する動きが強まってきました。

1999年度の通常国会で政府・文部省(当時)は、「法制化によって、学校での『日の丸・君が代』の取り扱いを変えるものではない」「内心の自由は守らなければならない」と繰り返し答弁しました。しかしながら政府・文科省は、その後も各県の「日の丸・君が代」実施状況を全国に公表し、一部教育委員会は卒業式・入学式にかかわって処分を強行するなど、教育現場に「日の丸・君が代」の実施を強要してきました。

埼玉県においても、県議会(2005年)での質問に答えて、県教育長(当時)が「国旗・国歌に対し、適切でない行動をとる教員については、(中略)処分も視野に入れ、検討する方向で考えていく」と答弁しています。また、各市町村教育委員会や管理職からは卒業式の対面(フロアー)方式をやめさせて、ステージに向かって常に前を向かせる方式を強要したり、音楽担当教諭に「君が代指導計画」提出を強制したり、市として一律に「仰げば尊し」を歌わせたり、「式場」の配置や装飾にいたるまで子細に特定の内容を押しつける例が報告されるなど、学校行事等に対して様々な形態・内容での強制が強まっている状況です。

本来、教育行政が教育課程その他の教育の内的事項について権力的に介入することは憲法の規定に逸脱するものです。学校が父母、県民の期待に応えるためには、子どもの発達に直接責任を負う学校と教職員が「日の丸・君が代」の扱いを含めて、教育課程を自主的に編成するという原則にたった行政の指導姿勢こそが求められています。

2006年9月には、東京都の教職員が卒業式・入学式などにおける「日の丸・君が代」の強制の違法性を訴えた事案に対して、東京地裁は原告の訴えを全面的に認める判決を行いました。判決は、東京都教育委員会が出したいわゆる「実施指針」にもとづく「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務」の存在を否認し、これを行わなかったことを理由とする「いかなる処分もしてはならない」としました。また、「国歌斉唱の際に、ピアノ伴奏をしないことを理由として、いかなる処分もしてはならない」としました。判決の理由として、「日の丸・君が代」の戦前における役割と国民の中での異なる考えの存在を認め、教職員に対する強制は憲法が保障する「思想、良心の自由」を侵害するものと述べています。

私たちは、県教委が上記のことをふまえ、次の事項に誠意をもって対応され回答されるよう申し入れるものです。

記

1. 「学校の教育課程は各学校において編成される」という基本的な見地に立ち、教育の条理にそった教育現場の自主性、創意工夫を尊重する立場から卒業式など学校行事に対応すること。特に、フロアー方式にするか、ステージ方式にするかなど、式の形式や内容については各学校の自主性に任せ、市町村教育委員会や管理職が一方向的に押しつけることのないように各事務所・各市町村教育委員会を指導すること。
2. 国会での政府・文部省(当時)答弁、東京地裁判決(2006年9月21日)にも反する「日の丸・君が代」の押しつけをやめること。
3. 「日の丸・君が代」の取り扱いに関する議会答弁、記者会見での見解表明等に際しては、学校の自主性、教育の条理を踏まえた内容とすること。
4. 特に卒業式、入学式にあたっては、子ども・保護者、教職員の「内心の自由」を完全に保障するように、各事務所・各市町村教育委員会を指導すること。
5. 卒業式・入学式等での「日の丸・君が代」の実施状況調査を行わないこと。